

令和2年度 特定不妊治療費の助成申請をされる方へ

令和3年3月 愛媛県 健康増進課



令和3年1月1日以降に終了した治療が対象です。

不妊治療への助成の対象や内容が変わります

令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に、次のとおり助成制度が変わります。なお、令和2年12月末までに終了した治療は、旧制度が適用されます。

	㊦ 新制度 (令和3年1月1日以降に終了した治療)	㊧ 旧制度 (令和2年12月末までに終了した治療)
所得制限	(撤廃) ※1	夫婦で730万円未満
助成額 (1回あたりの上限額)	【治療ステージA・B・D・Eの場合】 30万円	【治療ステージA・B・D・Eの場合】 15万円 (初回のみ30万円)
	【治療ステージC・F】 10万円	【治療ステージC・Fの場合】 7.5万円
	【男性不妊治療】 30万円	【男性不妊治療】 15万円 (初回のみ30万円)
助成回数	1子ごと 6回まで ※2 (40歳以上43歳未満は3回まで)	生涯で通算6回まで (40歳以上43歳未満は3回まで)
対象者	事実婚を含む夫婦	法律上の夫婦
対象年齢	変更なし	妻の年齢が43歳未満

※1) ただし、令和2年度は所得について口頭で確認をさせていただきます。

※2) 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。年齢はいずれも、治療開始時における年齢で判断します。

【重要なお知らせ】申請期限にご注意ください！！

特定不妊治療費助成の申請は、原則、治療が終了した日の属する年度内に申請することとなっています。そのため、令和3年3月末までに終了した治療の申請期限は下記のとおりとなりますので十分ご注意ください。(提出書類については2～4ページをご確認ください。)

また、年度末は申請が集中するため、助成の決定までに2～3ヵ月程度かかります。

治療終了日	申請期限 (厳守) ※
㊦ 令和3年1月～令和3年3月【新制度適用】	令和3年4月30日(金) まで
㊧ 令和2年4月～令和2年12月【旧制度適用】	令和3年3月31日(水) まで

※申請に必要な書類が整わない等の理由により、上記期限までに申請が難しい場合は、**各期限の1週間前までに必ず、居住地を管轄する保健所に連絡**をお願いします。

締切前に連絡がなく、各期日までに申請できない場合は、**受付できません**のでご注意ください。

なお、市町が独自に実施する助成申請を行う予定の方は、直接、市役所又は町役場へご連絡ください。

○松山市にお住まいの方は、松山市保健所にお問い合わせください。

松山市保健所健康づくり推進課 健康支援担当 (松山市萱町6丁目30-5、☎089-911-1870)

㊦ 令和3年1月以降に終了した治療の申請をされる方へ【新制度適用】

1 対象者（次のすべてに該当する方が対象）

- ・県内に住所があり（松山市を除く）、治療開始日において法律上の夫婦である（事実婚も可）
 - ・助成を受けようとする治療期間の初日の妻の年齢が、43歳未満である
 - ・特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと判断された方である
- ※新型コロナウイルスの影響により治療の延期がある場合には、助成対象年齢や助成回数等が一部緩和される場合があります。詳細は県ホームページをご確認ください。

2 対象となる治療

婚姻後、各都道府県・政令指定都市・中核市が指定した指定医療機関等において行われた保険外診療の特定不妊治療（体外受精、顕微授精（これらの治療の過程で行う男性不妊治療を含む））を対象とします。

3 申請に必要な書類（★の様式は愛媛県ホームページからダウンロード可能。☆は市町村発行。認印必要。）

	必要書類	備考
①	愛媛県特定不妊治療費助成事業申請書★	ご夫婦が記入。申請額の訂正は不可。
②	愛媛県特定不妊治療費助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。 ※院外処方がある場合は、「薬剤内訳書」も必要。その様式は保健所へご相談ください。
③	口座振替申込書兼債権者登録票★	①で振込先に指定した方の口座を登録。 ※通帳の写し（口座名義のカナ表示及び口座番号が確認できるページ）又は金融機関による確認印が必要。
④	特定不妊治療費助成金請求書★	①で振込先に指定した方を請求者として氏名等記入。押印が必要。 請求額の訂正は不可。
⑤	[法律婚の場合] 戸籍謄本（全部事項証明）☆	法律上の婚姻関係の証明書類として必要。年度初回申請時は原本（申請前3か月以内発行のもの）が必要。年度2回目以降の申請はコピーで対応可。
	[事実婚の場合] 1. 夫婦二人の戸籍謄本☆ 2. 夫婦二人の住民票☆ 3. 事実婚関係に関する申立書★	事実婚関係であることの証明書類として必要。年度初回申請時は原本（申請前3か月以内発行のもの）が必要。年度2回目以降の申請はコピーで対応可。 住民票は世帯全員及び続柄が記載されているもの。
⑥	特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書及び明細書	領収書で治療内容が確認できない場合は、明細書も提出。 授精胚等の管理料（保管料）、入院費、食事代、文書料は対象外。「薬剤内訳書」を提出する場合は、その領収書、明細書も必要。

※令和2年度は夫婦の合計所得金額について口頭で確認をさせていただきます。

<下記については、助成回数のリセット希望者（A又はBの方）のみ提出が必要となります>
助成回数のリセットについては3ページをご参照ください。

A. 特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後、出産した場合		
1	リセットに関する申立書★	出生したお子さんの生年月日及び氏名をご記入ください。
2	住民票☆	原本（申請前3か月以内発行のもの）が必要。 住民票は世帯全員及び続柄が記載されているもの。
B. 特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後、妊娠12週以降の死産に至った場合		
1	リセットに関する申立書★	死産のあった日をご記入ください。
2	死産の事実を証明できる書類☆	死産届の写し、母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し等

4 助成の額

令和3年1月1日以降に治療を終了（*1）した特定不妊治療（保険外診療）に要した費用について、1回の治療（*2）につき、次の金額を限度に助成します。

*1…「治療が終了した日」とは、妊娠の確認検査日（妊娠の有無は問わない）、または、医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。

*2…「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、採卵、採精、受精、胚移植を経て、妊娠の確認検査（または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したとき）までを指します。

治療ステージA, B, D, Eの場合	30万円まで
治療ステージC, Fの場合	10万円まで
体外受精及び顕微授精の治療の一環として男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）を行った場合	30万円まで。（ただし治療ステージCの治療は除く）

5 助成の回数（*助成回数は、他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。）

初めて助成申請をする治療期間初日の妻の治療年齢が	40歳未満の場合、1子ごと6回まで
	40歳以上43歳未満の場合、1子ごと3回まで

これまでに助成を受けた回数をリセットできる場合があります

特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後に、出産したことが確認できる場合（妊娠12週以降の死産も含む）、これまで受けた助成回数をリセットできます。

助成回数のリセットは希望する方のみが申請できます。（必ずしも申請する必要はありません）

回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合もありますのでご注意ください。

<リセット後の助成の上限回数について>

回数のリセット後に初めて助成を受けた治療開始時の妻の年齢	40歳未満	通算6回まで
	40歳以上43歳未満	通算3回まで
	43歳以上	対象外

※リセットの例：

	助成を受けた回数	妻の年齢	出来事
H29年度	3回	33歳	
H30年度	なし	34歳	出産
R元年度	1回	35歳	

平成30年度に出産をしているため、その時点までに受けた助成回数がリセットされます。（※リセットを証明するために提出していただく書類がございますのでご注意ください。）

Q. 令和2年度以降に助成を受けることができる回数は…？

⇒A. 令和3年1月以降であれば新制度適用となるため、43歳までに残り5回受けることができます。

【参考：従来制度の場合】今までに通算4回助成を受けているため、43歳までに残り2回。

❁治療ステージについて

ステージA	新鮮胚移植	助成対象
ステージB	採卵を伴う凍結胚移植	
ステージC	以前に凍結した胚の移植	
ステージD	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	
ステージE	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常授精等により中止	
ステージF	採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	

❁提出先について

必要書類をそろえて、住民票がある市町を管轄する保健所へ提出してください。

※松山市にお住まいの方は、松山市保健所にお問い合わせください。

保健所名	所在地	電話番号	管轄市町
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-23-3360（内線112）	四国中央市
西条保健所	西条市喜多川796-1	0897-56-1300（内線319）	新居浜市、西条市
今治保健所	今治市旭町1丁目4-9	0898-23-2500（内線226・257）	今治市、上島町
中予保健所	松山市北持田町132	089-909-8757（内線262）	伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-22-4111（内線285・286）	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211（内線260）	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

♪県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/h25500/4781/huninjyoseigaiyou.html> 「愛媛県 特定不妊」で検索

① 令和2年4～12月に終了した治療の申請をされる方へ【旧制度適用】

1 対象者（次のすべてに該当する方が対象）

- ・ 県内に住所があり（松山市を除く）、治療開始日において法律上の夫婦である
 - ・ 前年（1月から5月に申請の場合は前々年）の夫婦の所得の合計額が730万円未満である
 - ・ 助成を受けようとする治療期間の初日の妻の年齢が、43歳未満である
 - ・ 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと判断された方である
- ※新型コロナウイルスの影響により治療の延期や所得の急変がある場合には、助成対象年齢や助成回数等が一部緩和される場合があります。詳細は県ホームページをご確認ください。

2 対象となる治療

新制度と変更ありません。（2ページをご参照ください）

3 申請に必要な書類（①～④の様式は愛媛県ホームページからダウンロード可能。⑤⑥は市町村発行。認印必要。）

	必要書類	備考
①	愛媛県特定不妊治療費助成事業申請書	ご夫婦が記入。申請額の訂正は不可。
②	愛媛県特定不妊治療費助成事業受診等証明書	主治医に記入を依頼。 ※指定医療機関での治療費が15万円未満（治療ステージC・Fについては7万5千円未満）で、院外処方がある場合は、「薬剤内訳書」も必要。その様式は保健所へご相談ください。
③	口座振替申込書兼債権者登録票	①で振込先に指定した方の口座を登録。 ※通帳の写し（口座名義のカナ表示及び口座番号が確認できるページ）又は金融機関による確認印が必要。
④	特定不妊治療費助成金請求書	①で振込先に指定した方を請求者として氏名等記入。押印が必要。請求額の訂正は不可。
⑤	戸籍謄本（全部事項証明）	法律上の婚姻関係の証明書類として必要。年度初回申請時は原本（申請前3か月以内発行のもの）が必要。年度2回目以降の申請はコピーで対応可。
⑥	夫及び妻の市町村県民税所得課税証明書	令和2年度分（令和元年分の所得が記載）を提出。年度2回目以降の申請はコピーでも対応可能。
⑦	特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書及び明細書	領収書で治療内容が確認できない場合は、明細書も提出。授精胚等の管理料（保管料）、入院費、食事代、文書料は対象外。「薬剤内訳書」を提出する場合は、その領収書、明細書も必要。

4 助成の額

令和2年4月1日から令和2年12月31日までに治療を終了（*1）した特定不妊治療（保険外診療）に要した費用について、1回の治療（*2）につき、次の金額を限度に助成します。

① 通算1回目	30万円まで（治療ステージC、Fの治療は7万5千円まで）
② 通算2回目以上	15万円まで（治療ステージC、Fの治療は7万5千円まで）
③体外受精及び顕微授精の治療の一環として男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）を行った場合	①又は②に追加で15万円まで（ただし平成31年4月1日以降に開始した男性不妊治療は、通算初回申請に限り30万円まで。治療ステージCの治療は除く）

5 助成の回数（助成回数は、他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。）

初めて助成申請をする治療期間初日の妻の治療年齢が	40歳未満の場合、通算6回まで
	40歳以上43歳未満の場合、通算3回まで

（注）回数の上限に達していない場合でも、妻の年齢が43歳以上（※時限的に一部緩和措置あり）に開始した治療および平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は助成できません。4年以下でも助成できない場合もあります。詳しくは愛媛県ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へお問い合わせください。

❁治療ステージ・提出先について

新制度と変更ありません。（3ページをご参照ください）

※松山市にお住まいの方は、松山市保健所にお問い合わせください。（松山市萱町6丁目30-5、☎089-911-1870）

